

議案第41号

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月6日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）の制定に伴い改正された災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）により、災害援護資金の貸付利率について、据置期間経過後の利率を年3パーセント以内で条例で定める率とされたため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年朝来市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を含むものとする。

第15条第1項中「（又は半年賦償還）」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第 41 号資料

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(利率)</p> <p>第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。</p>	<p style="text-align: center;">(保証人及び利率)</p> <p>第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</p> <p>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1 パーセントとする。</p> <p>3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を含むものとする。</p>
<p style="text-align: center;">(償還等)</p> <p>第 15 条 災害援護資金は、年賦償還（又は半年賦償還）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(償還等)</p> <p>第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。</p>